

ちてきしょうがい ひと
知的障害のある人のための
ふくし
福祉のしおり

おか がき まち
岡 垣 町

おかがきまちやくば ふくし か
岡垣町役場 福祉課

〒811-4233 おかがきまちのま ちょうめ ばん ごと
岡垣町野間1丁目1番1号

でんわ
TEL：093-282-1211

ふあつくす
FAX：093-282-1299

メール：fukushi@town.okagaki.lg.jp

ホームページ：http://www.town.okagaki.lg.jp/

－ もくじ －

1. 療育手帳制度^{りょういくてちょうせいど}……………1ページ
2. 年金と手当^{ねんきん てあて}……………3ページ
3. 重度障害者医療費支給制度^{じゅうどしょうがいしゃいりょうひ しきゅうせいど}……………5ページ
4. 障害者認定に伴う後期高齢者医療^{しょうがいしゃにんてい ともな こうきこうれいしゃいりょう}……………5ページ
5. 知的障害のある児童の福祉施設^{ちてきしょうがい じどう ふくししせつ}……………6ページ
6. 障害者総合支援法に基づくサービス^{しょうがいしゃそうごうしえんほう もと}……………7ページ
7. 障害児通所支援事業^{しょうがいじつうしよしえんじぎょう}……………10ページ
8. 教育^{きょういく}……………11ページ
9. 発達障がい者支援センター^{はったつしょう しゃしえん}……………11ページ
10. 就労^{しゅうろう}……………12ページ
11. 税金の控除等^{ぜいきん こうじよなど}……………14ページ
12. 旅客運賃割引制度^{りょかくうんちんわりびきせいど}……………17ページ
13. その他の福祉^{た ふくし}……………19ページ
14. 知的障害のある人に対する主な制度^{ちてきしょうがい ひと たい おも せいど}……………25ページ
15. 日常生活自立支援事業^{にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう}……………26ページ
16. ずっと安心プラン事業^{あんしん じぎょう}……………27ページ
17. 成年後見制度^{せいねんこうけんせいど}……………28ページ
18. 相談の窓口^{そうだん まどぐち}……………30ページ
19. 町内の自助グループ^{ちょうない じじょ}……………32ページ

1. 療育手帳制度

知的障害のある人に対し指導や相談を行い、各種の援助を受けやすくするため、本人・保護者の申請に基づき、福岡県より療育手帳が交付されます。

※年齢制限はありませんが、知能検査が行えるくらいの年齢からとなります。

■ 障害程度の表示区分（福岡県の場合）

| 区分 | 表示 | 障害の程度 | |
|---------|----------|--|---------------------------------------|
| えー A | えー A1 | さいじゅうど 最重度 | あいぎゅー IQ20以下の人 |
| | えー A2 | じゅうど 重度 | あいぎゅー IQ21～35の人 |
| | えー A3 | じゅうど 重度（ <small>じゅうど がっぺい</small> ） | あいぎゅー IQ36～50の人で、 身体障害者手帳1～3級の人 |
| びー B | びー B1 | ちゅうど 中度 | あいぎゅー IQ36～50の人 |
| | びー B2 | けいど 軽度 | あいぎゅー IQ51～概ね75の人 |

■ 申請手続き

（1）判定の申し込みについて

障害の程度を以下の機関で判定し、判定書を交付してもらう必要があります。

18歳未満 宗像児童相談所（宗像市東郷1-2-3）
Tel 0940-37-3255

※直接、宗像児童相談所に申し込んでください。

18歳以上 福岡県障がい者更生相談所（春日市）

※役場福祉課障害者支援係に申し込んでください。

（2）手帳の申請

〔必要なもの〕 ○判定書 ○印鑑 ○上半身の写真（縦4cm×横3cm、無帽、約1年以内に撮影したもの。） ※申請書用紙は窓口にあります。

〔窓口〕 役場 福祉課 障害者支援係

【手帳を受けられた方へ】

■ 再判定

療育手帳には次回の判定日が記載されています。18歳以上の人は役場福祉課障害者支援係、18歳未満の人は宗像児童相談所に再判定を申し込んでください。

〔必要なもの〕 ○療育手帳 ○印鑑

■ 記載事項の変更

療育手帳の交付を受けた本人や保護者の住所・氏名等に変更があったときは、役場福祉課障害者支援係に届け出てください。

※町外の障害者支援施設や、グループホーム等に転居される場合は、岡垣町で住所の変更を行います。

〔必要なもの〕 ○療育手帳 ○印鑑

■ 再交付

療育手帳を破損・紛失したときや記載欄に余白が無くなったときは再交付の申請をしてください。（外で紛失された場合は、警察にも届出してください。）

〔必要なもの〕 ○療育手帳 ○印鑑 ○本人の上半身の写真（縦4cm×横3cm、無帽、約1年以内に撮影したもの。）

■ 返還

①療育手帳の交付を受けている本人が、交付該当者でなくなったときや死亡されたとき、手帳を必要としなくなったときは、療育手帳を役場福祉課障害者支援係に返還してください。

②北九州市・福岡市・県外（障害者支援施設、グループホーム等を除く）に転出されたときは、転出先の市町村で新しい手帳の交付後に、現在お持ちの手帳を返還してください。

※町外の障害者支援施設、グループホーム等に転居される場合は、手帳の返還はせず、岡垣町で住所の変更を行います。

〔必要なもの〕 ○療育手帳 ○印鑑

〔問い合わせ先〕 役場 福祉課 障害者支援係 TEL 282-1211

2. 年金と手当

■ 障害年金

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」、「障害厚生年金」があり、病気やけがの初診日に加入していた年金により決定します。

※初診日が65歳以降の人の場合、その時点で年金の被保険者でない人は該当しません。

- 国民年金・・・障害基礎年金
- 厚生年金・・・障害厚生年金、障害手当金

支給額

| 障害の程度 | 年金・手当金の金額 ※令和5年度分 | |
|-------------|------------------------|---|
| | 障害基礎年金 | 障害厚生年金、障害手当金 |
| 1級 | 最低990,750円/年 +子の加算額 | 報酬比例の年金額 × 1.25 + 配偶者の加給年金額 + 1級障害基礎年金 + 子の加算額 |
| 2級 | 最低792,600円/年 +子の加算額 | 報酬比例の年金額 + 配偶者の加給年金額 + 2級障害基礎年金 + 子の加算額 |
| 3級 | — | 最低594,500円/年 |
| 障害手当金 (一時金) | — | 最低1,189,000円 |

※障害者手帳の級数と障害者年金の級数に相関関係はありません。

【問い合わせ先】

- 国民年金 役場 健康づくり課 医療年金係
 - 厚生年金 やはたねんきんじむしょ 八幡年金事務所
- TEL 631-7962
TEL 0570-05-4890
(予約受付専用電話)



■ 特別障害者手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の知的障害のある人に支給されます。

※施設に入所しているとき、3か月を超えて長期入院しているときは、支給されません。

〔問い合わせ先〕 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 TEL 201-4162
役場 福祉課 障害者支援係 TEL 282-1211

■ 障害児福祉手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の知的障害のある児童に支給されます。

※対象児童が施設に入所しているとき、障害を支給事由とする年金（特別児童扶養手当を除く）を受けているときは、支給されません。

〔問い合わせ先〕 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 TEL 201-4162
役場 福祉課 障害者支援係 TEL 282-1211

■ 特別児童扶養手当

20歳未満の在宅の精神または身体に障害のある児童を扶養する保護者に支給されます。

※対象児童が障害を支給事由とする公的年金（障害児福祉手当を除く）を受けているとき、児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所等、通所施設を除く）に入所しているときは、支給されません。

〔問い合わせ先〕 役場 こども未来課 こども未来係 TEL 282-1211

■ 心身障害者扶養共済制度

心身障害のある人を扶養する保護者がその生存中毎月一定の掛金を納付し、保護者が亡くなられた場合などに障害のある人に終身年金を支給します。

〔問い合わせ先〕 役場 福祉課 障害者支援係 TEL 282-1211

3. 重度障害者医療費支給制度

重度障害のある人の健康の保持および福祉の増進を図るため、重度障害のある人が必要とする医療を容易に受けることができるように、健康保険適用医療費のうち患者負担分を助成する制度です。

〔対象者〕

- 知的障害のある人：IQ35以下の人
- 重複障害のある人：IQ36以上50以下かつ身体障害者手帳3級の人

※上記対象者は重度障害者医療の申請を行うことで適用されます。ただし、所得によって適用されない場合があります。適用日の取り扱いは、申請日や加入保険によって異なりますので、お早めにお問い合わせください。

※65歳以上の人は、後期高齢者医療に加入する必要があります。

〔必要なもの〕○健康保険証

○障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）

〔問い合わせ先〕役場 健康づくり課 医療年金係 Tel 282-1211

4. 障害者認定に伴う後期高齢者医療

75歳以上の人が加入する健康保険ですが、一定の障害のある人は、65歳以上から加入することができます。医療機関での自己負担割合は、一般の人は1割もしくは2割、現役並み所得者は3割で、福岡県後期高齢者医療広域連合が決定する保険料を支払う必要があります。所得の少ない人等には、軽減措置があります。

〔対象者〕満65歳以上75歳未満の療育手帳「A」に該当する人

※対象者は申請を行うことで申請日から後期高齢者医療が適用されます。

〔必要なもの〕○健康保険証

○障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）

〔問い合わせ先〕役場 健康づくり課 医療年金係 Tel 282-1211



5. 知的障害のある児童の福祉施設

■ 知的障害児施設

家庭で養育が困難な知的障害のある児童を入所させ保護しながら、指導・訓練を通じ独立自活に必要な知識・技能を身に付けさせることを目的とする施設です。

■ 重度心身障害者施設

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ保護するとともに、治療や日常生活の指導をすることを目的とする施設です。

〔問い合わせ先〕 宗像児童相談所 TEL 0940-37-3255



6. 障害者総合支援法に基づくサービス

障害福祉サービス ※介護保険制度対象者は、介護保険制度が優先です。

◎訪問系サービス…在宅で訪問を受けたり、通所等して利用するサービス

| 給付の種類 | サービスの名称 | 内容 |
|-------|-------------------|--|
| 介護給付 | 居宅介護 (ホームヘルプ) | 自宅で入浴や排せつ、食事等の介助を行います。 |
| | 短期入所 (ショートステイ) | 自宅で介護する人が病気等の場合、短期間施設へ入所できます。 |
| | 行動援護 | 知的障害や精神障害により、常に介護が必要な人 に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の 補助等をします。 |

◎日中活動系サービス…入所施設等で昼間の活動を支援するサービス

| 給付の種類 | サービスの名称 | 内容 |
|-------|---------------------|---|
| 介護給付 | 療養介護 | 医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な 人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、 看護、介護や世話をを行います。 |
| | 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、施設で入浴や 排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供 します。 |
| 訓練等給付 | 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 自立した日常生活や社会生活ができるように、 一定の期間、身体機能や生活能力の向上のため に必要な訓練を行います。 |
| | 就労移行支援 | 就労を希望する人に、一定の期間における生産 活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力 の向上のための訓練を行います。 |
| | 就労継続支援 (A型・B型) | 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労 の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の 提供、知識や能力向上のために必要な訓練を 行います。 |
| | 就労定着支援 | 一般就労した障害のある人が職場に定着でき るように、相談を通じて課題を把握するとともに、 企業や関係機関等との連絡調整や必要となる 支援を行います。 |

◎^{きよじゆけい}居住系サービス… ^{にゆうしよしせつとう}入所施設等^すの^ば住まいの場におけるサービス

| 給付の種類 | サービスの名称 | 内 容 |
|---------------------|--------------------------------------|--|
| かいごきゆうふ 介護給付 | しせつにゆうしよしえん 施設入所支援 | しせつにゆうしよひとにゆうよくはいしよくじかいご 施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護 などおこな 等を行います。 |
| くんれんとう 訓練等 給付 | きようどうせいかつえんじよ 共同生活援助 (グループホーム) | ちいききようどうせいかついとなひとしじうきよ 地域で共同生活を営む人に、住居における相談 や日常生活上の援助を行います。 |

◎^たその他サービス

| 給付の種類 | サービスの名称 | 内 容 |
|-----------------------|-----------------------|---|
| くんれんとう 訓練等 給付 | じりつせいかつえんじよ 自立生活援助 | きよたくたんしんなどせいかつしじうがいひと 居宅において単身等で生活する障害のある人に つき、定期的な巡回訪問、相談対応等により、居宅 における自立した日常生活を営むために必要な 支援を行います。 |
| ちいきそうだん 地域相談 支援 | ちいきいこうしえん 地域移行支援 | しじうがいしよしせつなどにゆうしよしじうがいひとまた 障害者施設等に入所している障害のある人又は せいしんかびやういんにゆういんせいしんしじうがいひと 精神科病院に入院している精神障害のある人 などちいきせいかついこうしじうてんてき 等、地域における生活に移行するために重点的な 支援を必要とする人に、居住の確保その他地域に おける生活に移行するための相談その他必要な 支援を行います。 |
| | ちいきていちゃくしえん 地域定着支援 | きよたくたんしんなどせいかつしじうがいひと 居宅において単身等で生活する障害のある人に つき、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の 相談その他必要な支援を行います。 |

〔費用〕 ^{ひよう}原則1割負担ですが、^{しょうがい}障害のある人の^{ひと}世帯の^{せたい}所得状況等^{しよとくしじうきやうなど}に応じて負担^{おう}上限月額^{ふたん}が定められています。

※ ^{しょうがいしえんくふん}障害支援区分により^{りよう}利用できるサービスが異なる等、^{こと}利用には要件^{など}があります。
^{りよう}詳しくは下記^{りよう}にご相談ください。

〔問い合わせ先〕 ^{とあ}役場 ^{さき}福祉課 ^{やくば}障害者支援係 ^{ふくしか}Tel 282-1211

ちい きせいかつしえんじぎょう
地域生活支援事業

| サービスの名称 | 内 容 |
|------------------------------|--|
| いどうしえん 移動支援 | おくがい いどう こんなん しょうがい ひと がいしゅつ しえん おこな 屋外での移動が困難な障害のある人に外出の支援を行います。 |
| にっちゅういちじしえん 日中一時支援 | いちじてき みまも など しえん ひつよう しょうがい ひと たい 一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。 |
| ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター | そうさくかつどう せいざんかつどう きかい ていきょう しゃかい 施設において、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行います。 |
| にちじょうせいかつようぐきゅうふ 日常生活用具給付 | ざいたく しょうがい ひと じどう たい にちじょうせいかつようぐ きゅうふ 在宅の障害のある人・児童に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の支援を行います。障害の種類や程度に応じて給付等の制限があります。 ※介護保険制度の対象者・対象種目は、介護保険制度が優先です。 |

〔費用〕 原則 1 割負担ですが、障害のある人の世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が定められています。

※障害支援区分により利用できるサービスが異なる等、利用には要件があります。詳しくは下記にご相談ください。

〔問い合わせ先〕 役場 福祉課 障害者支援係 Tel 282-1211

7. 障害児通所支援事業

障害児通所支援事業は、障害のある児童や発達に心配がある児童に、療育を提供する事業です。

| サービスの名称 | 内容 |
|-------------|---|
| 児童発達支援 | 集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園、大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は学校の休業日に支援が必要と認められた障害のある児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障害のため外出が著しく困難であると認められた児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。 |

〔費用〕原則1割負担ですが、障害児の世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が定められています。

※利用には要件がありますので、詳しくは下記にお尋ねください。

〔問い合わせ先〕 役場 福祉課 障害者支援係 Tel 282-1211

8. 教育

■ 就学に関する相談

就学や就学手続きに関する相談・支援と情報提供等
を行っています。

〔問い合わせ先〕 岡垣町教育委員会 教育総務課 教育総務係
(教育指導員直通 TEL 282-4884)



■ 教育相談

幼児・児童・生徒の発達や教育に関する相談を福岡県立の各特別支援学校で
を行っています。

| 学校名 | 所在地 | 電話 | 受付にちじ 受付日時 |
|-----------------|---------------------------------|------------------------------|-------------------|
| 古賀特別支援学校 | 古賀市千鳥4-3-1 | 092-943-8674 | 月～金 9時～17時 |
| 福岡特別支援学校 | 新宮町緑ヶ浜 4-1-1 | 092-963-0031 | 月～金 14時10分～17時 |
| 直方特別支援学校 | 直方市下境410-2 | 0949-24-5570 0949-24-5571 | 月～金 9時～16時30分 |
| 小倉聴覚 特別支援学校 | 北九州市 小倉北区 さぶろうまる 三郎丸2-9-1 | 093-921-3600 | 火・金 9時～17時 |
| 北九州視覚 特別支援学校 | 北九州市 八幡東区 たかみ 高見5-1-12 | 093-651-5419 | 月～金 9時～17時 |

9. 発達障がい者支援センター

発達障がいのある人やその家族が、地域で安心して生活できるように、医療機関、
教育機関と連携を取りながら、相談支援、療育支援、就労支援、啓発・研修等
を行っています。

北九州地域発達障がい者支援センター

所在地 本所：北九州市小倉南区春ヶ丘10-2
(小倉総合特別支援学校2階)

TEL 093-922-5523



10. 就労

■ 職業相談

ハローワークでは、障害について専門的な知識をもつ担当者が、仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じる等、きめ細かい支援体制を整えています。

〔問い合わせ先〕 ハローワーク八幡
北九州市八幡西区黒崎3-15-3（コムシティ6階）
TEL 622-5566

■ 職場適応訓練

実際の職場での作業について訓練を行うことで、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施されます。期間は6か月以内（重度障害のある人の場合は1年以内）で、県知事が委託した事業所で訓練を受けることができます。

〔問い合わせ先〕 ハローワーク八幡 TEL 622-5566

■ 障害者職業センター

障害者職業センターは、地域の職業安定所と連携し、障害のある方々に対して職業的自立のための相談・援助を行っています。

| | | |
|------------------|-----|---------------------------|
| 福岡障害者職業センター | 所在地 | 福岡市中央区赤坂1-6-19 ワークプラザ赤坂5階 |
| | TEL | (092) 752-5801 |
| 福岡障害者職業センター北九州支所 | 所在地 | 北九州市小倉北区萩崎町1-27 |
| | TEL | (093) 941-8521 |

福岡障害者職業能力開発校

障害のある人に対し、職業に必要な知識や技能を計画的に習得させ、障害のある人の職業の安定と自立を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する人材を養成する施設です。

所在地 北九州市若松区大字蛸住 1728-1
TEL 741-5431

障害者就業・生活支援センター：県内13施設

就職支援やこれに伴う生活上の支援、就職後の職場定着支援を必要とする障害のある人を対象に、関係機関と連携しながら就業や就業に伴う日常生活上、社会生活上の支援を行う施設です。

北九州障害者しごとサポートセンター

所在地 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2階
TEL 871-0030



1 1. 税金の控除等

■ 所得税

本人、配偶者または扶養親族が知的障害のある場合、所得金額から次のとおり控除されます。

- ・特別障害者控除（A判定）…30万円
- ・障害者控除（B判定）…26万円

なお、特別障害（A判定）のある配偶者または扶養親族と同居している人は、次のとおり控除されます。

- ・同居特別障害者控除（A判定）…75万円

※非同居の場合は、特別障害者控除となります。

〔問い合わせ先〕 若松税務署 Tel 761-2536

■ 住民税

本人、配偶者または扶養親族が知的障害のある場合、所得金額から次のとおり控除、または非課税となります。

- ・前年の合計所得が135万円以下で知的障害のある人…非課税
- ・特別障害者控除（A判定）…30万円
- ・障害者控除（B判定）…26万円

なお、特別障害（A判定）のある配偶者または扶養親族と同居している人は、次のとおり控除されます。

- ・同居特別障害者控除（A判定）…53万円

※非同居の場合は、特別障害者控除となります。

〔問い合わせ先〕 役場 税務課 住民税係 Tel 282-1211

■ 相続税の控除

障害のある人が相続により財産を取得した場合、その人が85歳になるまでの年数に10万円（特別障害者（A判定）は20万円）を乗じた金額が相続税額から控除されます。

〔問い合わせ先〕 若松税務署 Tel 761-2536

■ 贈与税

障害のある人に対する贈与で一定条件の下に信託銀行等に信託する場合、
3,000万円（特別障害者（A判定）は6,000万円）まで非課税となります。

〔問い合わせ先〕 信託等の業務をしている金融機関、信託銀行等

■ 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）
軽自動車税（種別割）

知的障害のある人と生計を同じくする人が取得し、また本人が所有する自動車
で、知的障害のある人のために使用する場合、自動車税・軽自動車税・環境性能
割が免除される場合があります。（対象：療育手帳等級がA判定、B1の人で、
一人1台まで）

〔問い合わせ先〕

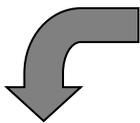
○軽自動車税（種別割）は 役場 税務課 住民税係 Tel 282-1211

○普通自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）は

北九州西県税事務所

所在地 北九州市八幡東区平野2-13-2

Tel 662-9310



■ 固定資産税

新築された日から10年以上が経過し、高齢者、障害のある人等が居住する住宅について、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事（自己負担50万円以上（補助金を除く））を行った場合、翌年度分の固定資産税を1/3減額（100㎡^{へいほうめーとる}までを限度）します。

《対象の改修工事》

- | | | |
|---------------|-------------|----------|
| ① 通路または出入口の拡張 | ② 階段の勾配緩和 | ③ 浴室の改良 |
| ④ トイレの改良 | ⑤ 手すりの取り付け | ⑥ 床の段差解消 |
| ⑦ 引き戸への取替え | ⑧ 床表面の滑り止め化 | |

※改修後3ヶ月以内に工事明細書、写真等の関係書類を添えて申告してください。

〔問い合わせ先〕 岡垣町役場 税務課 資産税係 TEL 282-1211

■ 預貯金等の非課税制度 マル優制度

預貯金、公債の利子等に課せられる税が非課税になります。元本又は額面350万円以内の額が対象となります。

〔問い合わせ先〕 預貯金先の金融機関

12. 旅客運賃割引制度

■ 鉄道（JR）

①療育手帳の判定が「A」の人（第1種知的障害者）

➤ 本人と介護者について、5割引で乗車できます。（距離制限なし）

➤ 本人のみの場合、片道100キロを超える場合に5割引で乗車できます。

②療育手帳の判定が「B」の人（第2種知的障害者）

➤ 本人のみの場合、片道100キロを超える場合に5割引で乗車できます。

その他については、次の表を参照ください。

※購入の際は、窓口で療育手帳を提示してください。

| J R 運賃割引 | | | | | |
|------------|----------------------------------|-------|-------|-----|---|
| 利用要件 | | 単独 | 介護者同伴 | | |
| | | | 本人 | 介護者 | |
| A （第1種） | 片道100キロを超える | ○ | ○ | ○ | |
| | 片道100キロまで | × | ○ | ○ | |
| | 定期券購入 （但し介護者 は通勤乗車 定期券） | 12歳以上 | × | ○ | ○ |
| | | 12歳未満 | × | × | ○ |
| | 回数券（特急回数券を除く） | | × | ○ | ○ |
| B （第2種） | 片道100キロを超える | ○ | × | × | |
| | 片道100キロまで | × | × | × | |
| | 定期券購入 （但し介護者 は通勤乗車 定期券） | 12歳以上 | × | × | × |
| | | 12歳未満 | × | × | ○ |
| | 回数券（特急回数券を除く） | | × | × | × |

※その他の民営及び公営の鉄道においても、JRに準じて割引を行っているところがあります。

■ 岡垣コミュニティバスの割引

療育手帳を提示することで、障害のある人は90円で利用できます。

※障害のある人とは、手帳の交付を受けた人と同伴の介護者です。

〔問い合わせ先〕 役場 都市建設課 都市計画係 Tel 282-1211

■ 岡垣町乗合タクシーの割引

療育手帳を提示することで、障害のある人は150円で利用できます。

※障害のある人とは、手帳の交付を受けた人と同伴の介護者です。

〔問い合わせ先〕 役場 都市建設課 都市計画係 Tel 282-1211

■ その他バス運賃の割引

療育手帳を提示することで運賃の割引を受けることができます。割引額など詳しくは、各運営会社にお問い合わせください。

■ タクシー運賃の割引

タクシーに乗車した際に、運転手に療育手帳を提示することで運賃の割引を受けることができます。割引額は原則、メーター表示額の1割(10円未満は切り捨て)です。

※その他、バス運賃や航空運賃、船舶運賃、モノレール運賃、地下鉄運賃の割引に関しては、各旅客会社にお尋ねください。

※運賃の割引を受けるには、購入や支払時に療育手帳を必ず提示してください。

13. その他の福祉

■ NHK放送受信料の減免

- (1) 全額免除：身体障害のある人・知的障害のある人・精神障害のある人がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合
- (2) 半額免除：視覚・聴覚障害のある人や重度の障害のある人（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級）が世帯主の場合

※ 町長の証明が必要ですので、役場で手続きしてください。

〔必要なもの〕

- 所持している障害者手帳 ○印鑑
 - 課税状況を確認できるもの（岡垣町外から転入された人のみ）
- ※申請書・NHKへの郵送用封筒は役場にあります。

〔問い合わせ先〕

NHK視聴者コールセンター TEL 0570-077-077
役場 福祉課 障害者支援係 TEL 282-1211

■ 県営住宅の倍率優遇制度

住宅に困っている知的障害のある人（療育手帳A・B1判定）は、県営住宅への抽選番号を多く割り振ります。

〔問い合わせ先〕 県住宅供給公社 TEL 621-3300

■ 岡垣町福祉タクシー料金補助支給制度

重度の障害のある人に対しタクシーの初乗り料金を補助することにより日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図ることを目的としています。

- (1) 対象者：在宅の人で、療育手帳Aに該当し、かつ前年度の町民税（18歳未満の場合は父母）が非課税又は均等割のみ課税されている人
- (2) 利用券：年度毎の申請で、年度内1冊24枚を交付します。

〔必要なもの〕

- 上記の対象となる障害者手帳等 ○印鑑
- 課税状況を確認できるもの（岡垣町外から転入された方のみ。）

〔問い合わせ先〕 役場 福祉課 障害者支援係 TEL 282-1211

■ 岡垣町介護用品（紙おむつ）給付サービス事業

在宅で寝たきり等の高齢者・障害のある人に対し、紙おむつ（おむつカバー、パット等含む）を給付します。

〔対象者〕

在宅で町内に住所があり常時介護用品が必要な人で、次のいずれかに該当する人

○おおむね65歳以上の人で排泄に見守りや介助が必要な人

○重度心身障害のある人（3歳以上で、肢体不自由障害または体幹機能障害の身体障害者手帳1、2級の交付を受けている人または療育手帳「A」の交付を受けている人で、日常生活上、常時他の人の介護を必要とする人）

〔給付限度額〕

○町民税非課税世帯の人：6,000円/月

○町民税課税世帯で本人非課税の人：3,000円/月

※世帯状況、心身状況等を調査し、給付の可否が決定されます。

〔問い合わせ先〕

役場 福祉課 障害者支援係 TEL 282-1211

長寿あんしん課 長寿支援係 TEL 282-1211

■ 岡垣町配食サービス事業

高齢や心身の障害などにより調理等が困難な人に週5回を限度に夕食の弁当を配達します。

〔対象者〕 ○おおむね65歳以上のひとり暮らしの人、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯に属する高齢者・身体障害のある人

○療育手帳「A」の交付を受けている人

○精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている人

〔利用者負担〕 1食300円

〔問い合わせ先〕

役場 福祉課 障害者支援係、長寿あんしん課 長寿支援係

■ 有料道路通行料金割引制度

重度の知的障害（療育手帳A）のある人は、その本人以外の方が運転する車に乗車し、有料道路を通行する場合、通行料金が5割引となります。割引対象となる車は、★本人・配偶者・直系血族及びその配偶者・兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する車で、事業用車等は除かれます。

★に該当する人が自動車を所有していないときは、障害のある人本人を継続して日常的に介護している人が所有する車の場合も同様の割引が受けられます。

（※その他にも条件によっては対象になる車両もあります。）

※事前登録が必要です。

※マイナンバーカードを持っている人は、オンラインでも申請可能です。

〔割引有効期間〕申請をした日から2回目の誕生日まで

（更新の手続きは有効期限の2か月前から受け付けています）

〔必要なもの〕

療育手帳、車検証

【ETC利用の場合】上記に加えて、ETCセットアップ証、

障害のある人の本人名義（未成年は保護者）のETCカード

※車両登録をしない場合、ETCは利用できません。

※障害者手帳アプリ「ミライロID」が使えます。

〔窓口〕 役場 福祉課 障害者支援係 TEL 282-1211

※ミライロIDとは

株式会社ミライロが提供するスマートフォンアプリで、障害者手帳の情報などを登録できます。情報を登録し、スマートフォンの登録画面を公共施設等で提示することで障害者割引を受けられる場合があります。

■ 駐車禁止の規制の適用除外

最重度の知的障害のある人が利用する自動車に対して、駐車禁止規制除外標章を交付し、交通の妨げにならない限り、駐車禁止区域内での駐車を認めている制度です。

〔問い合わせ先〕 折尾警察署 TEL 691-0110

■ 生活福祉資金（貸付制度）

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類あります。各資金の概要や貸付条件は下記にお問い合わせください。

総合支援資金

- 生活支援費（生活再建までの間に必要な生活費用）
- 住宅入居費（敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用）
- 一時生活再建費（生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用）

福祉資金

- 福祉費（福祉用具等の購入に必要な経費等）
- 緊急小口資金（緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用）

教育支援資金

- 教育支援費（高等学校、大学等に就学するのに必要な経費）
- 就学支度費（高等学校、大学等に入学するのに必要な経費）

不動産担保型生活資金

- 不動産担保型生活資金（低所得高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金）

〔問い合わせ先〕 岡垣町社会福祉協議会 Tel 283-2940

■ はいかい^{こうれいしやとうえすおーえす}高齢者等SOSネットワークシステム

にんちしょう ひと ちてきしょうがい ひと ゆくえふめい ひと しょうぼう
認知症の人や、知的障害のある人等、行方不明になるおそれがある人の情報を
とうろく ゆくえ わ けいさつしょ やくば しょうぼう れんけい そうさく
登録し、行方が分からなくなったときに、警察署、役場、消防などが連携して捜索
をしする仕組みです。登録は無料です。

と あ さき やくば ちょうじゆ ちょうじゆしえんがかり
〔問い合わせ先〕 役場 長寿あんしん課 長寿支援係

■ 岡垣町^{おかがきまちこうれいしやとう}高齢者等おでかけ見守り^{みまも}シール^{しきゅうじぎょう}支給事業

けいたいでんわ など で読み取ることができる2次元コードが印字されたシールを支給
します。衣服や靴、鞆などに貼って使うもので、コードを読み取ると、家族等に
メールが届きます。また、発見者と家族等が専用のシステムでやり取りできるよ
うになります。費用は無料です。

たいしょうしや つぎ ひと
〔対象者〕 次のすべてにあてはまる人

ちょうない す さいいじょう ざいたくせいかつしや
○町内に住む65歳以上の在宅生活者

にんちしょう ゆくえふめい
○認知症などにより行方不明になるおそれがある

と うろく
○「はいかい^{こうれいしやとう}高齢者等SOSネットワークシステム」に登録している

と あ さき やくば ちょうじゆ か ちょうじゆしえんがかり
〔問い合わせ先〕 役場 長寿あんしん課 長寿支援係

■ 岡垣町^{おかがきまちはいかいこうれいしやとう}徘徊^い高齢者等^{ちたんさく}位置探索^{じぎょう}サービス事業

にんちしょう ひと ゆくえ わ ひと げんざいいち たんさく
認知症の人などの行方が分からなくなったときに、その人の現在位置を探索で
きる機器を貸し出します。

たいしょうしや さいいじょう にんちしょう ひと
〔対象者〕 ○おおむね65歳以上で認知症の人

ざいたく にゅうきよしやのぞ りょういくてちょうしよじしや
○在宅（グループホーム入居者除く）の療育手帳所持者

りょうしやふたん しかいとろくくりょう わり まいつき しょうりょう たんさくりょうなど
〔利用者負担〕 初回登録料の1割、毎月の使用料、探索料等

と あ さき やくば ふくしか しょうがいしやしえんがかり ちょうじゆ か ちょうじゆしえんがかり
〔問い合わせ先〕 役場 福祉課 障害者支援係、長寿あんしん課 長寿支援係

■ 岡垣町の公共施設等における割引

① いこいの里浴室コーナー

〔対象者〕 障害者手帳をお持ちのご本人

〔内容〕 使用料の5割引

〔問い合わせ先〕 岡垣町社会福祉協議会 Tel 283-2940

役場 福祉課 人権・地域福祉係

② 観光ステーション北斗七星レンタサイクル

〔対象者〕 障害者手帳をお持ちのご本人

〔内容〕 利用料の5割引

〔問い合わせ先〕 観光ステーション北斗七星 Tel 281-5050

役場 おかがきPR課 商工観光係

③ 岡垣サンリーアイ フィットネスジム

〔対象者〕 障害者手帳をお持ちのご本人

〔内容〕 利用料の5割引

〔問い合わせ先〕 岡垣サンリーアイ Tel 282-1515

役場 生涯学習課 社会教育係

※上記①～③については、障害者手帳アプリ「ミライロID」が使えます。

■ 岡垣町おもちゃ図書館 (いこいの里内)

障害のある児童や親が自由に遊んだり、同じ悩みを持つ家族が語り合ったりする場です。おもちゃの貸し出しもあります。託児はありません。

〔開館日〕 毎月第2土曜日：13時～16時

毎週木曜日：10時～15時

* 第1・3木曜日は一般開放 (3歳以下)

〔問い合わせ先〕 岡垣町社会福祉協議会 Tel 283-2940

14. 知的障害のある人に対する主な制度

| 名 称 | 区 分 | | | | 備 考 | 受 付 窓 口 |
|---------------------|-------|-----|-----|------|---|---------------------------------|
| | A | | B | | | |
| | 最 重 度 | 重 度 | 中 度 | 軽 度 | | |
| 障害基礎年金 | (○) | (○) | (△) | (×△) | ※年金、手当等は各規定があり、支給要件が異なる。()内はおおよそ目安を示す。 | 役場健康づくり課 |
| 特別障害者手当 | (△) | (△) | (×) | (×) | | 役場福祉課 |
| 障害児福祉手当 | (○) | (△) | (×) | (×) | | 役場福祉課 |
| 特別児童扶養手当 | (○) | (○) | (○) | (×) | | 役場こども未来課 |
| 心身障害者扶養共済制度 | ○ | ○ | ○ | ○ | 加入者の年齢制限等要件あり | 役場福祉課 |
| 重度障害者医療費支給制度 | ○ | ○ | × | × | 所得制限有り | 役場健康づくり課 |
| 障害者認定に伴う 後期高齢者医療 | ○ | ○ | × | × | 対象要件等有り | 役場健康づくり課 |
| 日常生活用具給付 | ○ | ○ | × | × | 対象要件等有り | 役場福祉課 |
| 所得税・住民税の控除 | ○ | ○ | ○ | ○ | 特別障害者 (A)は加算あり | 税務署・役場税務課 |
| 相続税の控除 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 特別障害者扶養信託(贈与税) | ○ | ○ | × | × | | 税務署 |
| 自動車税・軽自動車税の減免 | ○ | ○ | ○ | × | B表示のみは 証明書が必要 | 県税事務所または役場 税務課 ※詳しくは15ページ |
| 新マル優制度(利子非課税) | ○ | ○ | ○ | ○ | | 金融機関等 |
| J R 等交通運賃割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | A判定:介護者割引あり | |
| NHK放送受信料免除 | △ | △ | △ | △ | 非課税世帯:全額免除 A判定で世帯主:半額 | 役場福祉課で証明発行後、 NHKへ送付 |
| 公営住宅優先入居 | ○ | ○ | ○ | × | 対象要件等有り | 県住宅供給公社 |
| タクシー料金補助支給制度 | ○ | ○ | × | × | 所得制限有り | 役場福祉課 |
| 介護用品(紙おむつ)給付 | ○ | ○ | × | × | 対象要件等有り | 役場福祉課 |
| 配食サービス | ○ | ○ | × | × | 対象要件等有り | 役場福祉課 |
| 有料道路通行割引 | ○ | ○ | × | × | | 役場福祉課 |
| 駐車禁止除外指定車標章 | ○ | ○ | × | × | | 警察署 |
| 公共施設等における割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 各施設 |

○ 該当 △ 一部該当 × 非該当

15. 日常生活自立支援事業

知的障害等で判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用手続きの支援や日常的金銭管理等について生活支援員が手伝います。

〔対象者〕 認知症、知的障害、精神障害等で、判断能力が不十分なため日常生活でお困りの人

〔援助の内容〕

- 福祉サービスの利用援助
- 日常的金銭管理
- 書類等預かりサービス

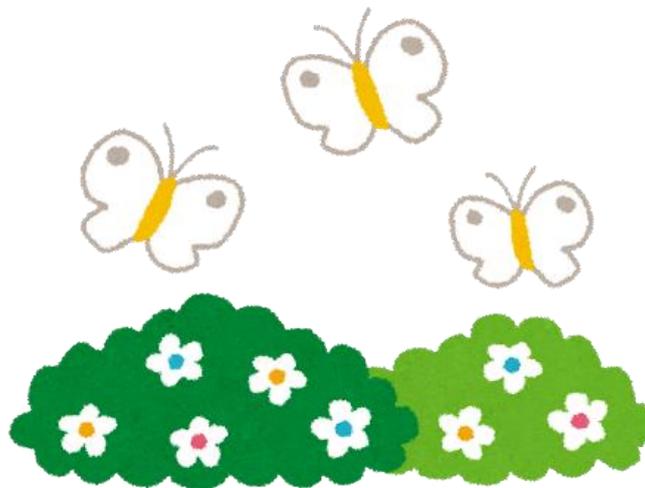
〔利用料〕 1回1時間まで1,000円（以後30分毎に350円が加算）

書類等の預かり：月350円（内容で異なります）

相談：無料

※生活保護受給者は全て無料

〔問い合わせ先〕 岡垣町社会福祉協議会 TEL 283-2940



16. ずっと安心プラン事業

高齢者や障害のある人などが安心して生活できるように、事前に岡垣町社会福祉協議会が預託金を預かり、葬儀・家財処分などのサービスを実施します。契約後は、定期的な見守りや鍵の預かり、入退院のお手伝いなどを行います。

〔内容〕

- ① 定期的な見守り
- ② 死亡時の葬儀・納骨・残存家財処分等（預託金の範囲内で）

※契約時に、希望の葬儀・納骨方法や通知先などの打ち合わせが必要です。

〔対象者〕

町内に居住するおおむね65歳以上の高齢者および障害のある人で、近くに親族がいない人など

〔費用〕

入会金・年会費のほか、希望する葬儀・納骨等の諸費用、家財処分費を預託金として預かります。

〔問い合わせ先〕 岡垣町社会福祉協議会 TEL 283-2940

17. 成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分でない方を法的に支援する制度です。財産管理や身上監護に関する法律行為を本人に代わって行うなどして本人を支援します。本人の判断能力によって「後見」・「保佐」・「補助」の制度に分けられる「法定後見制度」と、「任意後見制度」という制度があります。

任意後見制度は、現在は判断能力のある人が、将来判断能力が衰えたときに、財産管理や身上監護に関する法律行為を本人に代わって行う人をあらかじめ自分で決めておく制度です。

〔問い合わせ先〕

| 名称 | 住所 | 電話 |
|--|---------------------------------------|---|
| 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート福岡支部 (リーガルサポートふくおか) | 福岡市中央区舞鶴3-2-23 (司法書士会館内) | 092-738-1666 相談専用電話 ⇒092-738-7050 |
| 日本司法支援センター 法テラス(法テラス北九州) | 北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5階 | 050-3383-5506 |
| 福岡県弁護士会 高齢者・ 障害者総合支援センター あいゆう (北九州法律相談センター) | 北九州市小倉北区金田1-4-2 裁判所構内北九州弁護士 会館内 | 093-561-0360 |
| 八幡公証人合同役場 (任意後見制度) | 北九州市八幡西区黒崎3-1-3 菅原第一ビルディング3階 | 093-644-1525 |
| 福岡家庭裁判所小倉支部 | 北九州市小倉北区金田1-4-1 | 093-561-3431 |

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう せいねんこうけんせいど ひかく
 日常生活自立支援事業と成年後見制度の比較

| | せいねんこうけんせいど 成年後見制度 | にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業 |
|-------------------------------------|---|--|
| しょかつちょう 所轄庁 | ほうむししょう 法務省 | こうせいろうどうしょう 厚生労働省 |
| ほうりつ 法律 | みんぽう 民法 | しゃかいふくしほう 社会福祉法 |
| たいしょうしゃ 対象者 | にんちしょうこうれいしゅ ちてきしょうがい ひと せいしんしょうがい ひとなど 認知症高齢者・知的障害のある人・精神障害のある人等 | |
| | こうけん ほんだんのうりよく か じょうきょう 後見：判断能力を欠く状況 ほさ ほんだんのうりよく いちじる ふじゅうぶん 補佐：判断能力が著しく不十分 ほじょ じょうきくら けいと じょうきょう 補助：上記に比べ軽度の状況 | ほんだんのうりよく ふじゅうぶん 判断能力が不十分 たいしょうしゃ かせ (対象者が重なる) |
| えんじょしゃ 援助者 | こうけん 後見人 ほさにん 補佐人 ほじょにん 補助人 | せいかつしえんいん 生活支援員 |
| えんじょしゃ 援助者の きょうきゅうそしき 供給組織 | べんごしかい 弁護士会 しほうしよしかい 司法書士会 しゃかいふくししかい など 社会福祉士会 等 | しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会 |
| てつづ 手続きの かいししゅ 開始者 | ほんにん はいぐうしゃ よんしんどうない しんぞく 本人・配偶者・四親等内の親族・ しちょうそんちやう とう 市町村長 等 | かそくなど そうだん (家族等による相談) ほんにん いにんけいやく 本人との委任契約 |
| りよう ほんだん 利用の判断 きかん 機関 | かていさいばんしよ 家庭裁判所 | しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会 |
| ひつようしりよう 必要資料 | しんだんしよ ほじょ 診断書(補助) せいしんかんていしよ ほさ こうけん 精神鑑定書(補佐・後見) | ふよう 不要 |
| えんじょ はんい 援助の範囲 | ざいさんかんり しんじょうかんご かん 財産管理および身上監護に関する けいやくなど ほうりつこういぜんばん る契約等の法律行為全般 | ふくし りようえんじょ 福祉サービスの利用援助 にちじょうてききんせんかんり (日常的金銭管理) |
| えんじょ ほうほう 援助の方法 | ほんにん か いしけつていだいり 本人に代わって意思決定代理 | ほんにん いしけつてい しえん 本人の意思決定を支援 そうだん じよげん れんらくちやうせい だいこう 相談・助言・連絡調整・代行 |

18. 相談の窓口

| まど 窓 | くち 口 | じゅう 住 | しょ 所 | でん 電 | わ 話 |
|----------------------|---|-----------------------|--|---|--------|
| おかがきまちやくばふくしか | 岡垣町役場福祉課 | おかがきまちのま | 岡垣町野間1-1-1 | 093-282-1211 | |
| おかがきまちしょうがいしゃそудん | 岡垣町障害者相談センター | おかがきまちこうえんどおり | 岡垣町公園通り1-7-1 <small>たかくらえんない</small> | 093-282-5167 | |
| おかがきまちとうぶしょうがいしゃそудん | 岡垣町東部障害者相談センター | おかがきまちなべた | 岡垣町鍋田2-1-5 <small>がおかない</small> | 093-282-5103 | |
| おかがきまちしゃかいふくしきょうぎかい | 岡垣町社会福祉協議会 | おかがきまちたかくら | 岡垣町高倉598-1 <small>いといの</small> | 093-283-2940 | |
| ふくおかけん | 福岡県 | ほんちよう | 本庁：宗像市東郷1-2-1 | 0940-36-2045 | |
| むなかた | 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 | おんがぶんちようしゃ | 遠賀分庁舎：水巻町吉田西 2-17-7 | 093-201-4162 | |
| ふくおかけんしょう | 福岡県障がい者更生相談所 | かすがしはらまち | 春日市原町3-1-7 | 092-586-1055 | |
| ふくおかけんむなかたじどうそудんじよ | 福岡県宗像児童相談所 | むなかたじどうごう | 宗像市東郷1-2-3 | 0940-37-3255 | |
| やはたこうきょうしよくぎょうあんていじよ | 八幡公共職業安定所 (ハローワークやはた) | きたきゅうしゅうしや | 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ6階 | 093-622-5566 | |
| きたきゅうしゅうしょうがいしゃ | 北九州障害者しごとサポートセンター | きたきゅうしゅうしとばたくしおいまち | 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2階 | 093-871-0030 | |
| きたきゅうしゅうちいきはつたつしょう | 北九州地域発達障がい者支援センター | きたきゅうしゅうしこくらみなみくはるがおか | 北九州市小倉南区春ヶ丘10-2 (小倉総合特別支援学校2階) | 093-922-5523 | |
| しょうがいしゃ | 障害者110番 | かすがしはらまち | 春日市原町3-1 ㊀-ﾊﾞ-ﾌﾟﾗザ | 092-584-6110 | |
| きたきゅうしゅうにしけんぜいじむじよ | 北九州西県税事務所 | きたきゅうしゅうし | 北九州市八幡東区平野2-13-2 | 093-662-9310 | |
| にほんしほうしえん | 日本司法支援センター 法テラス | きたきゅうしゅうしこくらきたくうおまち | 北九州市小倉北区魚町1-4-21 うおまち | 050-3383-5506 | |
| こうえきしゃだんほうじん | 公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート福岡支部 (リーガルサポートふくおか) | ふくおかしちゅうおうくまいづる | 福岡市中央区舞鶴3-2-23 | 092-738-1666 そудんせんよう 相談専用 ⇒092-738-7050 | |
| ふくおかけんべんごしかい | 福岡県弁護士会 高齢者・障害者 そごうしえん 総合支援センター あいゆう (北九州法律相談センター) | きたきゅうしゅうしこくらきたくかねだ | 北九州市小倉北区金田1-4-2 さいばんしよこうないきたきゅうしゅうべんごしかいかん 裁判所構内北九州弁護士会館 | 093-561-0360 | |
| ふくおかけんしゃかいふくしきょうぎかい | 福岡県社会福祉協議会 | かすがしはらまち | 春日市原町3-1 ㊀-ﾊﾞ-ﾌﾟﾗザ | 092-915-3511 | |
| ふくおかけんうんえいてきせいはいいんかい | 福岡県運営適正化委員会 | ふくおかしはかた | 福岡市博多区吉塚本町13-50 | 092-632-0999 | |

— 知的障害者相談員 —

福岡県では知的障害者福祉に熱意を持った相談員を各町1人配置し、地域における知的障害のある人や家族の相談に応じ援護の普及に努めています。

知的障害者相談員： 小松 紀彦 TEL 282-7470

— 民生委員・児童委員、主任児童委員 —

厚生労働大臣の委嘱を受けた人が、受け持ち地域住民の社会生活全般の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、関係機関の業務に協力し、福祉の増進に努めます。

主任児童委員は、児童のみを対象に業務にあたります。

— 人権擁護委員 —

法務大臣の委嘱を受けた人が、地域住民のあらゆる人権問題や法律問題、いじめなどの相談に応じます。

| 委員氏名 | 小学校区 | 任期 |
|--------|------|------------|
| 麻生 洋海 | 吉木 | 令和5年6月末まで |
| 橋村 魁 | 山田 | 令和5年6月末まで |
| 平野 裕子 | 海老津 | 令和5年6月末まで |
| 上松 雄吉 | 海老津 | 令和5年6月末まで |
| 亀石 ひとみ | 内浦 | 令和7年12月末まで |

〔問い合わせ先〕 役場 福祉課 人権・地域福祉係 TEL 282-1211

— 法律相談 —

弁護士による無料法律相談をいこいの里で行っています。要予約。

〔実施日〕 毎月：原則第2金曜日

時間：13時30分～16時30分

〔問い合わせ〕 岡垣町社会福祉協議会 TEL 283-2940

— 心配ごと相談 —

いこいの里で相談員（社会福祉協議会職員）が相談を受けます。

〔実施日〕 原則第2・4火曜日 時間：10時～12時

〔問い合わせ〕 岡垣町社会福祉協議会 TEL 283-2940

一 消費生活相談 一

消費生活に関する苦情や相談は県の消費生活センターに連絡してください。また、役場内にも専門相談員がいますので、消費生活のさまざまなトラブルに関して、困っているときは気軽に相談してください。

〔問い合わせ〕 福岡県消費生活センター TEL 092-632-0999
役場 地域づくり課内 岡垣町消費生活相談窓口
TEL 282-1211

19. 町内の自助グループ

| 会の名前 | 代表者名 | でんわ 電話 |
|-----------------|-------------------|-----------|
| おかがきまち 手をつなぐ親の会 | こまつ のりひこ 小松 紀彦 | 282-7470 |

